

# 「岡山県ベトナム・カンボジアサポートデスク コワーキングスペース」 利用についての同意書

当社又は当団体は、「岡山県ベトナム・カンボジアサポートデスク コワーキングスペース」の利用にあたって、以下の規約を遵守いたします。

## 記

### コワーキングサービス利用規約

#### 第1章 目的と運営管理者と施設

##### 第1条 目的

このコワーキングサービス利用規約(以下「本規約」といいます)は、株式会社プロネクサス(以下「当社」といいます)が、PRONEXUS VIETNAM CO., LTD(以下「運営管理者」といいます)の運営するビジネスセンターの施設の一部(以下「本施設」といいます)を使用して提供するコワーキングサービス(以下「本サービス」といいます)の利用に関して、利用者が遵守すべき事項を定めることを目的としています。

##### 第2条 運営管理者

本サービスの提供および本施設の運営管理は、当社および本施設運営管理者が行います。

##### 第3条 施設

- 3.1 本施設には、54-56 Nguyen Trai Street, District 1, Ho Chi Minh City, Vietnam に所在するオフィス13階、屋上スペース及びテラス(14階)、地下2階(駐車用)の Zen Plaza として知られる建物(以下「本建物」といいます)内の、屋上階の運営管理者が指定するコワーキングスペース[RF10]の一部とラウンジスペースおよび共用部が含まれます。利用者は、お申し込みの条件および本利用規約に従って本施設を利用することができます。
- 3.2 利用者は、本サービスを、自らのビジネス用途のために本施設内の座席等を他の利用者等と協同で利用しなければなりません。
- 3.3 本サービスは、各施設を利用者が一時的・非排他的に利用するためのものであり、本サービスの提供によって運営管理者と利用者との賃貸借契約は成立しません。
- 3.4 運営管理者は、運営管理者の裁量により、いつでも本施設の内装、コワーキングスペース・会議室の配置等を変更することができ、利用者はあらかじめこれを異議なく承諾します。
- 3.5 本施設内の運営管理者が指定する場所以外で飲食はできません。また、飲食が認められた場所であっても、臭いの強い飲食物を持ち込むことはできません。臭いの強い飲食物を持ち込んだ場合、本施設の利用の中断または断ることがあることを、利用者はあらかじめこれを異議なく承諾します。

- 3.6 本施設内の水道水は飲料水ではないため、飲用しないでください。本施設内の水道水を飲用したことで生じた損害について、一切責任を負いません。
- 3.7 本施設の共有エリアは運営管理者が清掃します。
- 3.8 本施設内における利用者の所持品の管理は利用者の責任において行ってください。本施設内において生じた盗難および紛失、事故等について運営管理者は一切の責任を負いません。

## 第2章 利用者

### 第4条 利用者

利用者とは、所定の利用申込手続きを取って本施設を利用するものをいいます。

### 第5条 来客利用者

利用者は、当該利用者が同伴することにより、別途運営管理者が定める内容および条件にて、利用者でない者(以下「来客利用者」といいます)に、本施設を利用させることができます。なお、来客利用者が利用する、運営管理者が別途定めるオプションサービスの利用対価については、当該利用者が負担することとします。

## 第3章 利用者の地位等

### 第6条 利用者の権利及び義務

- 6.1 運営管理者は、利用者が申し込んだ料金プランに応じて本サービスを提供します。利用者は、本規約および運営管理者の指示に従って本サービスを利用することとします。
- 6.2 利用者は、本サービスの提供を受ける権利および本条に規定する権利を第三者に譲渡、転貸、移転、その他いかなる処分もできません。
- 6.3 利用者は、本規約および施設利用規則(別紙)を遵守し、本施設及び本建物の共用部分を善良なる管理者の注意をもって使用しなければなりません。
- 6.4 利用者は、本利用規定の他、本建物の館内規則その他本建物の管理上定められた事項を遵守しなければなりません。
- 6.5 利用者は、来客利用者に対しても、前二項の義務を告知し、承認および遵守させてください。
- 6.6 利用者は、利用者登録時の記載内容になんらかの変更があった場合は、速やかに運営管理者所定の様式による届出書で変更を申請してください。変更申請がされなかったことを理由に、利用者に不利益が生じた場合でも運営管理者は一切の責任を負いません。
- 6.7 出入り:利用者は、本建物の通常玄関、エレベーター、ロビー、廊下及びそれに続く共用部分を使用して、本施設に出入してください。
- 6.8 共用設備:利用者は、他の利用者とともに、本建物の共用トイレその他の設備を、通常の使用方法に則り、通常の態様で使用してください。
- 6.9 設備、機器及び備品:利用者は、運営管理者から提供を受けた設備、機器及び備品を、通常の使用方法に則り、通常の態様で使用してください。

- 6.10 支払い:利用者は、第5条に定めるとおり、運営管理者に対し、本サービスまたはオプション料金等を支払わなければなりません。
- 6.11 使用目的:利用者は、第3条第2項に規定する目的以外のために本物件を使用することはできません。
- 6.12 修理等:利用者は、通常使用による摩損、摩耗の場合を除き、本施設を含む本建物に関して、利用者の責めに帰すべき事由により損害が生じた場合、利用者の自己負担で以前の状態に修理し、損害を賠償しなければなりません。本施設を含む本建物に関して、何らかの損傷等を発見した場合には速やかに運営管理者に通知してください。
- 6.13 変更:利用者は、運営管理者の書面による事前の同意なしに本施設、本施設を含む本建物内の設備、機器及び備品に変更(レイアウトの変更を含む。)を加えないでください。
- 6.14 補償:利用者は、運営管理者、運営管理者の従業員、その他の利用者や来客利用者、顧客その他の訪問者に対して故意又は過失によって与えたあらゆる損害について、運営管理者に対し完全に補償しなければなりません。
- 6.15 守秘義務:利用者は、本施設の利用に関連して知り得た当社、運営管理者、本サービス、本建物又は本施設に関する秘密として管理されている一切の情報について、秘密として保持し、運営管理者の事前の書面による承諾なく、第三者に開示し又は本サービスの利用以外の目的に使用してはなりません。

## 第7条 料金および、料金等の支払い

- 7.1 本サービスの利用料金は、岡山県ホームページ(URL:<https://www.pref.okayama.jp/page/detail-57920.html>)に記載のとおりとします。
- 7.2 利用者は、本サービスの内容および利用料金その他利用条件が予告なく変更されることをあらかじめ承諾します。
- 7.3 利用者は、本サービスを利用することの対価として、所定の利用料金を支払うものとします。
- 7.4 利用者は、事前に予約した予約時間を超過して利用する場合は、15分単位で実際の利用時間に応じた料金を利用終了時に支払わなければなりません。
- 7.5 利用者による本サービスに関するあらゆる支払いは、現地で運営管理者に対して利用終了時に現金にて行ってください。
- 7.6 利用者は、申し込み後に利用者が料金プランの変更を希望する場合、ご利用開始前に(ただし、別途運営管理者が異なる期限を定めるときは、当該期限までに)運営管理者に通知して、運営管理者が別途指示する方法に従い、変更の届出を行ってください。かかる変更の届出とその他の手続きの完了をもって料金プランの変更が完了するものとします。利用者は、料金プラン変更後、変更後の料金プランに応じて本サービスを利用することができます。
- 7.7 利用者は、運営管理者に対するサービス料金等についての支払いを遅延した場合、遅延した金額に対して遅延した日から支払日に至るまで、損害賠償の予定として、1日あたり0.1%の遅延損害金を支払うものとします。

## 第8条 利用者の地位

- 8.1 利用者は、次の各号に該当する場合、該当した時点をもって当然に利用者資格を失います。なお、当該利用者資格喪失時点をもって、利用者としての一切の権利を失い、本施設を利用者として利用することができなくなることに同意します。
- 8.2.a 利用者が本規約等に基づき利用を終了し、または運営管理者から利用停止処分を受けたとき
  - 8.2.b 運営管理者が本サービスの全部を終了するとき
  - 8.2.c 前各号に準ずる事項が生じたとき

## 第9条 セキュリティカード

- 9.1 運営管理者がセキュリティカードを利用者に貸与しますが、セキュリティカードの所有権は運営管理者に帰属します。
- 9.2 運営管理者が別途承認する場合を除いて、運営管理者がセキュリティカードの交付を受けた利用者は、自己以外の者にセキュリティカードを使用させてはなりません。
- 9.3 利用者は、善良なる管理者の注意をもってセキュリティカードを使用し、保管しなければなりません。
- 9.4 利用者は、セキュリティカードに関し、以下の各号に定める行為を行ってはなりません。
- 9.4.a 第三者に貸与、譲渡及び担保に供する等、セキュリティカードの占有を第三者に移転すること。
  - 9.4.b 複製すること。
  - 9.4.c 偽造、改造、変造すること
- 9.5 セキュリティカードを紛失、盗難または毀損した場合、利用者は運営管理者に対して直ちにその旨を連絡のうえ、セキュリティカードの再発行手続きを行ってください。この場合、利用者は運営管理者所定の再発行手数料およびその付加価値税を運営管理者に支払ってください。

## 第10条 利用停止処分

- 10.1 運営管理者は、利用者が以下のうちいずれかの事由に該当すると運営管理者が判断した場合、運営管理者の裁量により、当該利用者の利用を直ちに中止することができます。
- 10.1.a 本サービスを不正な目的で利用したとき
  - 10.1.b 本規約等その他関連諸規則に違反したとき、またはその疑いがあるとき
  - 10.1.c 利用開始前に申込書に記載した事項が変更となったにもかかわらず、速やかに変更の申し出をしないとき、虚偽登録等により、一定期間連絡がつかないとき
  - 10.1.d 他の利用者または運営管理者の迷惑となる行為をしたとき
  - 10.1.e 理由の如何を問わず運営管理者、本建物または他の利用者の名誉・信用を傷つけたとき

- 10.1.f 運営管理者または本建物の利益に反する行為を行ったとき
- 10.1.g 犯罪行為を行ったとき、またはその嫌疑を受けたとき
- 10.1.h 利用者が、暴力団等に該当すること、暴力団等に支配されていることまたは暴力団等との関係を有していることが判明したとき
- 10.1.i その他利用者として不適格であると運営管理者が判断したとき

**10.2** 運営管理者は、前項に基づき利用者による本サービスの利用を停止する場合、当該利用者に対して、別途運営管理者の定める方法により、利用停止の通知を行います。運営管理者から当該利用者に対して、かかる通知を発した時点をもって、当該利用者は本サービスを利用する権利を失います。

## 第4章 本サービス

### 第11条 本サービス

- 11.1 利用者は、本サービスを利用するために事前に予約を行ってください。
- 11.2 事前に予約した予約時間を30分以上経過しても、施設を利用開始しなかったときはキャンセルしたものとみなします。
- 11.3 運営管理者は、利用者に対して次の各号に掲げるサービスの全部又は一部を提供します。利用者は、利用申込時に選択した料金プランに応じて本サービスを利用することができます。
  - 11.3.a コワーキングサービス(利用する席は事前予約時に選択)
  - 11.3.b インターネット通信
  - 11.3.c パントリー
  - 11.3.d ウォーターサーバー
  - 11.3.e オプションとして、次に掲げるものを利用するサービス
    - ① コピー、プリントアウト、スキャンを行うことができる複合機(以下、複合機という)
    - ② 会議室
    - ③ WEB 会議ブース
    - ④ 書庫(小、中、大)
- 11.4 利用者は、来客利用者との打ち合わせ・面談等を行う目的で本施設に招き入れて利用できます。ただし、運営管理者が認めた場合を除き、前項に規定するオプションサービスにて会議室を利用してください。
- 11.5 来客利用者は、会議室の利用時間を除いて本施設を利用することができません。
- 11.6 利用者は、別紙に定める各種利用条件に従い、本サービスを利用できます。
- 11.7 運営管理者は、本サービスの内容およびオプションサービスの内容を利用者に事前に通知したうえで、変更できるものとし、利用者はあらかじめこれを異議なく承諾します。

- 11.8 利用者や来訪者用の駐車場はないため、利用者自らの責任と費用負担にて近隣のサービスを利用してください。

## 第12条 営業時間

利用者は、下記に規定する本物件の営業時間(以下「営業時間」といいます)内において、本物件に入室し、これを利用することができます。

- 営業日(月曜日から金曜日) : 午前8時から午後6時(ベトナム標準時間)ただし、ベトナムにおける祝日及び旧正月(テト)休暇期間中(毎年ベトナム政府が決定する期間に準ずる。)は営業日から除きます。

## 第5章 事前承諾事項等

### 第13条 本施設の一時的休業

- 13.1 利用者は、営業時間内であっても、運営管理者の裁量または本建物の管理その他の事情により、本施設の全部または一部の利用の停止若しくは、本物件の入館が一時的に制限される可能性があることに同意し、それに関して何らの異議・請求も行いません。

- 13.2 運営管理者は、以下の各号の一にでも該当したときは、本施設の営業の全部または一部を相当な期間本施設の全部または、一部の営業を休止、閉鎖できます。この場合であっても、利用者はそれに関して何らの異議・苦情等を申し述べず、また、利用料金等、オプション費用等の返還その他一切の請求等を行わないことを、運営管理者に対して確約します。

13.2.a 火災、洪水、ストライキ、事故、戦争、爆発、伝染病、テロ行為、電気・水道等の停止、法令の変更、政府又は公安当局の指示・指導、その他当事者の管理が及ばない事由(以下、「不可抗力」という。)が発生したとき

13.2.b 本施設または本建物の増・改築、修繕及び点検等を行うとき

### 第14条 不可抗力

運営管理者は、不可抗力の結果、義務を履行することができない場合、利用者に速やかに通知することで、当該状況が存続する範囲で義務の履行を免れる。

### 第15条 運営管理者の権利及び義務

- 15.1 運営管理者は、本契約の他の条項において規定する権利のほか、以下の権利を有します。

15.1.a 出入り: 必要に応じ、本施設に出入りすること又は本建物の所有者をして出入りさせること。また、運営管理者が、レンタルオフィス入居希望者に対して内覧をさせること。

15.1.b 情報の提供: 利用者の情報を本建物の所有者に提供すること。

15.1.c 共用設備: 共用設備について自己の裁量・判断により管理を行うこと。

15.2 運営管理者は、利用者が本契約の条件に従い、利用期間中、本施設の静穏な使用を享受できることを確保します。

#### **第16条 本規約の変更**

運営管理者は、必要に応じて本規約を変更し、新たに規約および注意事項などを定めることができます。変更後の本規約を利用者に通知し、または適切な場所に掲示(ウェブサイトへの掲載を含む)したときには、その時点で本規約は変更されたものとみなされ、利用者は変更後の本規約を遵守するものとします。

#### **第17条 適用法令及び管轄裁判所**

本規約に基づく本サービスの提供契約は日本法を準拠法とし、本施設の利用に関して、運営管理者及び利用者との間で紛争が生じたときは、日本国東京地方裁判所または東京簡易裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

#### **第18条 規定外事項**

本規約に定めのない事項に疑義が生じた場合は、運営管理者および利用者は誠意をもって協議し、その解決にあたります。

## (別紙)

### 施設利用規則

利用者は、コワーキングサービス利用規約に定めがある場合のほか、自ら以下の各号に定める行為をしてはならないものとします。また、来客利用者をして以下の各号に定める行為をさせてはならないものとします。

1. 本施設内での喫煙。
2. 所定の場所以外にゴミや廃棄物を出すこと。
3. 酒気を帯びた状態で本建物または本施設を利用し、運営管理者から本サービスおよびオプションサービスの提供を受けること。
4. 高額な金銭、貴重品、刃物・爆発物等の危険物、不潔、悪臭、有害物質および動物・ペットを本建物または本施設へ持込むこと。
5. 火器を使用しないこと。
6. 本施設外に、自己の所有物又は占有物を置かないこと。
7. 本建物または本施設内での賭博行為、勧誘、セールス、宗教活動、政治活動、署名活動、寄付募集およびその他これらに類似する行為、ならびにそのおそれのある行為。
8. 運営管理者の書面による事前の同意なしに、建物内部または、外部から見える場所に看板、広告、貼り紙・ポスター・掲示物や写真を掲載(以下、広告)しないこと。また、事前の同意の有無にかかわらず、広告を行ったことで発生したすべての租税公課または料金、手数料は利用者負担とする。
9. 事前に運営会社の許可を得ずに行う写真および動画の撮影ならびに録音。
10. 他の利用者(来客利用者を含む)、本建物または本施設のスタッフおよび第三者に対して迷惑および危険を及ぼす行為、ならびにそのおそれのある行為。
11. 本建物または本施設を損壊および汚損等する行為、ならびにそのおそれのある行為。
12. 運営管理者の書面による事前の同意なく、本施設を含む本建物内の設備、機器及び備品等を取り外し、変更を加え、売却、担保設定又は賃貸すること。
13. 本建物または本施設内の設備、機器及び備品等の本建物または本施設外へ持出すこと。
14. 利用者、登録利用者または来客利用者以外の第三者を本建物または本施設内に入場させる行為。
15. 本建物の建物利用規則等で禁止されている行為。
16. 本建物または本施設の住所を利用者の住所または本・支店もしくは営業所の所在地として表示もしくは登記し、または所轄官庁に届出等する行為
17. 詐欺、痴漢、のぞき、露出、盗撮、盗聴、唾を吐く等の法令等および公序良俗に反する行為、ならびにそのおそれのある行為。
18. データの盗難などの不正な行為。
19. 本施設内で、運営管理者の事前の許可なくTV、インターネット放送、パソコン、スマートフォンその他再生機器等により、音を出すこと。
20. 電話、PC上のソフトウェアやブラウザを使用した「Web会議」または専用端末やモニタ・カメラ・音声機材を使用する「TV会議」または「ビデオ会議」、打ち合わせ等の際に、他の利用者の迷惑となる程度の音を出すこと。
21. 電気・水道・インターネット通信回線を過剰に使用する行為。
22. 席の確保その他事由の如何を問わず、本施設内で荷物のみを長時間放置すること。
23. ねずみ講・マルチ商法等への勧誘を目的とした活動を行うこと。



24. 宿泊、居住(第三者を宿泊・居住させることも含む)し、またはさせること
25. 本建物または運営管理者のスタッフが危険と判断した行為。
26. 運営管理者が利用者としてふさわしくないと判断した行為。
27. 本利用者制度の秩序を乱す行為、およびそのおそれのある行為。
28. その他運営会社が不適切と判断した行為。

2022年12月

記入日  
所在地  
名 称  
役職名  
氏 名